

# 6 使用する水等の管理

## ◆ 管理規定の遵守事項 ◆

### 7 使用する水等の管理

- (1) 営業施設で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、飲用に適する水への混入を防止する措置を講じた上で、食品等の衛生に影響を及ぼさない用途に使用する水は、この限りでない。
- (2) 食品等の製造等に水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用する場合は、年1回以上水質検査を行い、当該水質検査の成績書を1年間(製造等を行う食品等の賞味期限が1年を超える期間である場合は、当該期間)保存すること。
- (3) 水質検査の結果、飲用に適さない水であることが判明したときは、直ちに使用を中止し、知事に報告してその指示に従うこと。
- (4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- (5) 食品等の製造等に水道水以外の水を使用する場合で殺菌装置または浄水装置を設置したときは、これらの装置を定期的に点検すること、およびその結果の記録に努めること。

管理運営基準

## ◆ 管理規定の作成 ◆

〔付録-12 ページ参照〕

定めるべき事項	関係する書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水質検査の項目、頻度等の実施方法</li> <li>○ 使用水の点検方法、実施結果記録</li> <li>○ 貯水槽の清掃頻度・方法、実施結果記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 水質検査成績書</li> <li>□ 使用水点検記録(水質点検、殺菌装置点検)</li> <li>□ 貯水槽清掃実施報告書など(委託の場合)</li> </ul>

## ◆ 貯水槽の管理 ◆

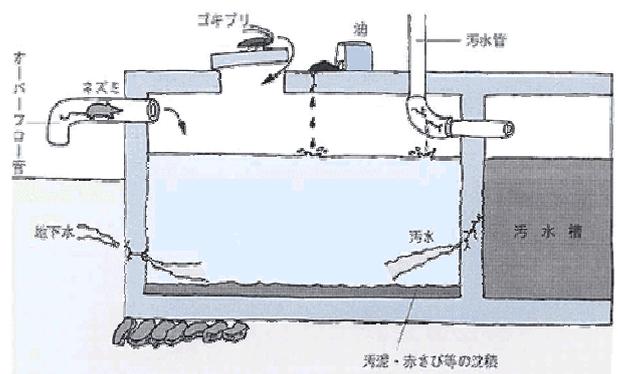
### (1) 貯水槽の清掃

「ビル管理法」の登録をしているなど、専門的な知識、技能を有する者が、年1回以上定期的に行うことが望ましい。

### (2) 貯水槽の点検

地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したとき、および定期的に次の点検を行う。

- 水槽の周辺は清潔か？
- 水槽に亀裂、漏水、腐食等がないか？
- 水槽に鉄サビ、藻の発生、水アカ等の沈積物はないか？
- マンホールに破損がないか？ 鍵は完全か？
- マンホールの汚水流入防止、防錆は完全か？
- オーバーフロー管、通気管の防虫網は完全か？



## ◆ 水質検査・日常点検 ◆

【給水前検査】地下水等は、「滋賀県飲用井戸等衛生対策要領」の規定に基づき、使用開始前に水道水質基準に準じた51項目の検査を実施し、適合することを確認します。

【定期検査】年1回以上「食品、添加物等の規格基準」に規定する食品製造用水の基準(26項目)の検査を実施し、飲用に適する水であることを確認します。

なお、殺菌または除菌をせずに地下水等を使用する場合は、月1回以上、「一般細菌」

および「大腸菌群」の検査を実施します。

【日常点検】 地下水等を使用する場合または貯水槽を設置する場合は、1日1回以上、作業開始前に「色」、「濁り」、「臭い」、「味」が異常でないこと、「残留塩素」が0.1ppm以上あることを確認します。

【臨時検査】 水に異常を認めたととき、前回の51項目検査時から5年を経過したとき、飲用井戸等の周辺環境が大きく変化したときは、51項目検査を実施します。

水道法の水質基準(51項目)と食品衛生法の食品製造用水の基準(26項目)

項目	水道法	食衛法	項目	水道法	食衛法
一般細菌	100 個/mL	100 個/mL	トリクロロ酢酸	0.2	---
大腸菌	不検出	---	プロモジクロロメタン	0.03	---
大腸菌群	---	<b>不検出</b>	プロモホルム	0.09	---
カドミウム	0.003	<b>0.01</b>	ホルムアルデヒド	0.08	---
水銀	0.0005	0.0005	有機リン	---	<b>0.1</b>
セレン	0.01	---	亜鉛	1.0	1.0
鉛	0.01	<b>0.1</b>	アルミニウム	0.2	---
ヒ素	0.01	<b>0.05</b>	鉄	0.3	0.3
六価クロム	0.05	0.05	銅	1.0	1.0
亜硝酸態窒素	0.04	---	ナトリウム	200	---
シアン	0.01	0.01	マンガン	0.05	<b>0.3</b>
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	10	塩化物イオン	200	---
フッ素	0.8	0.8	塩素イオン	---	200
ホウ素	1.0	---	硬度(Ca,Mg等)	300	300
四塩化炭素	0.002	---	蒸発残留物	500	500
1,4-ジオキサン	0.05	---	陰イオン界面活性剤	0.2	<b>0.5</b>
1,2-ジクロロエチレン	0.04	---	ジェオスミン	0.00001	---
ジクロロメタン	0.02	---	2-メチルイソボルネオール	0.00001	---
テトラクロロエチレン	0.01	---	非イオン界面活性剤	0.02	---
トリクロロエチレン	0.01	---	フェノール類	0.005	0.005
ベンゼン	0.01	---	有機物質(TOC)	3	---
塩素酸	0.6	---	有機物等(KMnO4消費量)	---	<b>10</b>
クロロ酢酸	0.02	---	pH値	5.8~8.6	5.8~8.6
クロロホルム	0.06	---	味	異常でない	異常でない
ジクロロ酢酸	0.04	---	臭気	異常でない	異常でない
ジブロモクロロメタン	0.1	---	色度	5度	5度
臭素酸	0.01	---	濁度	2度	2度
総トリハロメタン	0.1	---			

(単位:mg/L)

### 滋賀県飲用井戸等衛生対策要領の概要

**基本方針** 飲用井戸等の設置者等は、自らの責任において衛生確保を図ること。

**管理基準** 設置者は、自らが適正な維持管理のために、清潔の保持や水質検査の実施等に努めること。

**清潔保持** 飲用井戸や設置場所の定期的な点検・清掃を行い、設備への汚染防止や清潔保持に努める。

#### 水質検査

①給水開始前：水道水質基準に準じた51項目検査を実施し、適合することを確認

②定期の検査：1年以内ごとに1回実施

③臨時の検査：水に異常を認めたととき、前回の51項目検査時から5年を経過したとき、飲用井戸等の周辺環境が大きく変化したときは、51項目検査を実施

④検査結果：水質の変化を確認するために、検査結果を5年間保存

#### 汚染が判明した場合の措置

○水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者へ周知するとともに保健所に連絡し、指導を受ける。

○水質検査の結果、水質基準を超える汚染が判明した場合またはトリクロロエチレン等の有機溶剤その他有害物質が水質基準以下であっても検出された場合には、保健所に連絡し、指導を受ける。